

質 疑 回 答 書

業務名:安芸市制70周年記念 市勢要覧 作成委託業務

No.	質 疑	回 答	回答日
1	<p>プロポーザル実施要領2頁 第3 業務実施上の条件 7 以下の実績を有する者</p> <p>「過去10年間に於ける」となっていますが、10年以上前の実績は該当しないでしょうか?…回答①</p> <p>また、「本業務と同規模程度もしくは同規模以上の自治体市勢要覧(もしくは記念誌)」と指定されていますが、公益性の高い団体の記念誌や類似の制作物の実績は該当しないでしょうか?…回答②</p> <p>1社では実績を持ち合わせておらず、グループ会社と共同企業体として参加することは可能でしょうか?…回答③</p>	<p>①該当しません。過去10年以内のものを実績とします。</p> <p>②実績としては該当しませんが、公益性の高い団体かつ、本業務と同規模程度(表紙と本文併せて40ページ以上かつ2000部以上の納品実績のもの)は、業務実績調書(様式3)の範囲内でご記載いただいても差し支えありません。 ただし、記載いただく場合は参考に成果品を2部ご提供ください。</p> <p>③共同企業体として参加することも可能です。その場合は以下の事項を満たすことを確認のうえ、「様式2-1 参加申込書(共同企業体用)」「様式2-1-1 共同企業体協定書」を参加申込書提出書とともにご提出ください。 (1)共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる法人(以下「代表事業者」という。)を定めること。優先交渉権者の選定後の協議は代表事業者と行うこととする。なお、代表事業者の変更は、原則として認めない。 (2)共同事業者を構成する法人は、安芸市制70周年記念 市勢要覧 作成委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領 第3業務実施上の条件1～6については要件をすべて満たし、7については、共同事業者を構成する法人のいずれかが要件を満たし、かつ7の要件を満たす法人から1名以上が業務実施時に直接参加する業務実施体制を構築すること。 (3)契約の締結にあたっては、代表事業者を契約の相手方とする。 (4)同一事業者が複数の共同事業者の構成員を兼ねることはできない。 (5)代表事業者の出資比率は構成員中最大であること。また、構成員の最小出資比率は2社の場合30%、3社の場合20%とする。</p> <p>なお、共同企業体として申し込みの場合は、構成する一部企業の実績をもって「安芸市制70周年記念 市勢要覧 作成委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領 第3業務実施上の条件 7」を満たすものとして取り扱います。</p>	令和5年5月18日
2	<p>プロポーザル実施要領3頁 第7 提案書等の作成要領 1-(1)-ウ</p> <p>当該市勢要覧等の写真引用可については、画像データを提供いただくことは可能でしょうか?</p>	<p>JPEG等の各画像データは提供できませんが、参加申込者に対し、最新版の市勢要覧(2014年)のPDFデータを提供するのでご活用ください。もしくは、ダミーデータでの対応をお願いします。</p> <p>なお、PDFデータの画像利用は企画提案書にかかる使用のみとし、その他の使用は不可としますので、ご注意ください。</p>	令和5年5月18日
3	<p>作成委託業務仕様書2頁 4 仕様 (2)-【動画版】</p> <p>「動画撮影 一式※空撮含む」 空撮について、範囲はどこまでなのか、どのような内容の撮影になるのでしょうか?</p>	<p>具体的な撮影方法や場所については協議の上決定しますが、ドローンまたは航空機等を用いて、安芸市の全景を海側から撮影したものや、観光名所等を撮影したものを想定しています。 撮影期間については、概ね2日程度で、撮影箇所については3箇所程度を想定しています。</p>	令和5年5月18日
4	<p>プレゼンテーションには再委託先の担当同席も可能でしょうか?</p>	<p>差し支えございませんが、出席者は3名以内とします。</p>	令和5年5月18日